

## 健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書

山梨県（以下「甲」という。）と全国健康保険協会山梨支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙が相互に連携・協力をを行い、甲が策定した「山梨県医療費適正化計画」の基本理念「県民の健康の保持・増進を図るとともに、県民の生活に支障が生じることのないよう十分配慮しながら医療の効率化を進め、医療費の適正化に取り組みます」を実現することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、データ分析の調査研究等の情報交換、特定健診やがん検診の受診促進、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等、県民の健康保持・増進を図るとともに医療費の適正化に向けて、連携・協力を図るものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

### （覚書の有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の個人情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

### （覚書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本覚書の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義の決定）

第6条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月28日

甲：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙：山梨県甲府市丸の内三丁目32番1号

全国健康保険協会  
山梨支部長